会 議 録

平成31年3月29日作成

会議の名称	第8回 島本町農業委員会		
会議の開催日時	平成30年11月12日(月) 午後1時30分 ~ 午後2時14分		
会議の開催場所	役場3階 委員会室	公開の可否	可・一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍 聴 者 数	2名
非公開の理由(非公 開(会議の一部非公 開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配布資料	会議に係る資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

第8回島本町農業委員会議事録

- 1. 日 時 平成30年11月12日(月)午後1時30分 ~ 午後2時14分
- 2. 場 所 役場3階 委員会室
- 3. 議事日程

【報告】

- ①農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- ②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

【審議】

- ①農地パトロール (利用状況調査) の結果について
- 4. 出席者

(委 員)

会長 大西 義雄 会長代理 淺田 泰男 委員 粟辻 喜久雄 委員 井上 謙一 委員 種田 悟 委員 柏原 縁 委員 川村 脩一 委員 木村 修 委員 清水 正純

委員 川村 帽 安員 不刊 修 安員 何水 正规 委員 髙山 一郎 委員 田中 幸造 委員 中村 清司

委員 西田 尚弘 委員 藤原 弘

(事務局)

局長 名越 誠治 次長 佐藤 成一 課長 馬場田 耕平

担当 西﨑 大樹

- 5. 欠席者 0名
- 6. 傍 聴 人 2名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員相原嚴署名委員 別科術一

事務局

それでは定刻となりましたので、ただいまから第8回島本町農業委員会 を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本日の司会 を務めさせていただきます事務局の西崎です。よろしくお願いいたしま す。

それでは、座って進行させていただきます。

本日の案件は、報告案件が「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」と「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」が各1件、審議案件が「農地パトロール(利用状況調査)の結果について」の1件となっております。

それでは、開会にあたりまして、大西会長よりご挨拶をいただきます。 大西会長よろしくお願いします。

会 長

皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まり願いましてありがとうございます。来週の日曜日の日ですけど農林業祭ということでございますが、皆さん方にご協力願うわけでございますけども、当日心配しているのが台風で、私ところもそうやけど大根なんかがですね、風で揺れてもうてやからね、もひとつ成長が遅いんですわ。ということがあるんですね。販売する品物がそろってくれるのかなという、かなり心配はしてるんですけども、皆さん方のご協力をぜひともよろしくお願いしたいと思いします。

今日の案件は、せんだってお願いいたしました農地パトロールの結果についてご報告していただきますけども、いろいろ担い手不足とか条件の悪い山間部では遊休農地等々が目立ってきているように思いますので、来年どうするかという点も含めまして、よろしくご審議願いたいと思います。以上、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。それでは議長の選出を行います。

島本町農業委員会会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いします。大西会長、お願いします。

議長

それでは議案に入る前に、委員の出席状況についてご報告いたします。 委員14名中、出席者全員ですね、14名欠席はおられません。島本町農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日の署名委員を指名させていただきます。

本日の署名委員は、柏原 縁委員、川村 脩一委員にお願いいたしま

す。

次に、本日傍聴者はありますか。

事務局

傍聴者は2名おられます。

議長

議案に入らせていただく前に、委員会の傍聴の申し出がございますが、 傍聴を認めることでよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議長

異議ございませんか。

異議がないようでございますんで、傍聴を認め、入室を許可いたしま す。

それでは、議案に入ります。まず、報告案件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」それと「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」は、関連しておりますので一括して事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、報告案件の2件ですが、同一の土地に関する事項ですので、 一括してご説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

本件は、東大寺三丁目の1筆の農地について、相続により所有権が移転 したため届け出があったものです。地番、地目、面積、権利を取得した 方、取得した日はご覧のとおりとなっております。

2ページが届出書、3ページが公図、4ページが登記事項証明書、5ページが受理通知書でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

本件は、1件目の相続があった土地につきまして、売却した上で資材置き場に転用するための届け出でございます。地番、地目、面積、譲渡人及び譲受人はご覧のとおりとなっております。

7ページが届出書、8ページが位置図、9ページが公図、10ページが登記事項証明書、11ページが土地の利用計画図、12ページが土地の断面図、13ページから15ページまでが現況写真、16ページが受理通知書でございます。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま、事務局から説明のありました案件は、井上委員の担当地区となっておりますので、井上委員から補足説明がありましたらお願いいたし

ます。

委 員

はい。特にありませんが、当物件は当初、住宅を建てるということで、 一部水路の改修の依頼というご承認をした土地でありましたが、先月、資 材置き場にて転用するということで再度承認をしたところです。

特に問題はないかと思いますが。

議長

以上ですか。

ありがとうございました。1件目はですね相続と相続のされた土地を売却されたということで、売却されたものについては資材置き場として利用するということで、市街化区域でございますんで届出書ということでいいわけでございますが、この件につきまして委員の皆さんからご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。

委員 はい。

議長 はい。淺田委員。

委員

譲受人が不動産会社となっているんですね、不動産会社というのは概要 を資材置き場というのは、どういったような資材を置くのか、わかってい る範囲内でお願いいたします。

議長

はい。事務局ありましたらお願いいたします。

事務局

はい。会議資料11ページをご覧ください。

11ページの赤い枠の中ですね、これ赤いところが転用する筆なんですけども、その中に青い四角で書かれているんですけれども、重機、ユンボ等とか採石とか、書かれているんですけれども、このように使われると伺っております。

議長 よろしいですか。

委 員 はい。

議長 自分とこが使う住宅建築で使う資材を置くということかもわかりません な。

委員 あのね、不動産会社がそういう建築機械なんて持ってるはずないから

ね、又貸しして、そういう業者に貸すのか、その辺はどないなってますか。

議長

事務局ありますか。

書類で見る限りは、そういうことはないということですわな。見ている 限りは自分ところが置くと、買った後は知りませんで、書類ではそういう ふうになってますわな。

だからまあ、淺田委員が心配してはるように、心配やないけどもおっしゃっているように、まあ不動産屋さんですから、まずこれを手に入れておいて、すぐ建築せんと資材置き場にして使って、またその周りを、まだ農地あるから、それを買収するという予定をしているのかもわからんね、とりあえず自分のものにしようと思ったら、何かこう変えやないかんと、まあそういうことがあるかもわからんわね。

ほかに何かないでしょうか。

委 員

はい。

議長

はい。川村委員。

委員

まあ会社の名前なんですけどね、有名な産廃業者じゃないの。産廃。

議長

譲受人。譲受人にな印鑑あるな。

委員

そうです。

委員

書いてるけどね、関連会社じゃないかな。その辺はわかりませんか。

議長

事務局、知ってたらお願いします。

はい。どうぞ。

事務局

まああの、形は宅地の販売するただの不動産会社というような位置づけで、町内ほかでもこの会社がミニ開発的な部分で戸建住宅を建てているっていう事例は島本町内でもあります。ただ委員からご指摘ありましたとおり、関連があるかどうかというとこまでは、ちょっと私どもも承知のほうはいたしておりません。だからまあ事務局としては、純粋な一般的な不動産戸建ての分譲をする会社という認識でございます。以上でございます。

議長

よろしいですか。

委 員

はい。

議長

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

委 員

(「なし」の声あり)

議長

特に発言がないということでございますので、質疑を終結いたしまして、報告を受けたものといたします。

それでは審議案件に入ります。

「農地パトロールの結果について」事務局から説明願います。

事務局

それでは、審議案件の「農地パトロール (利用状況調査) の結果について」をご説明させていただきます。

議案書の17ページをご覧ください。

毎年8月から11月までが農地パトロール月間と定められておりますことから、本町におきましても、この期間中に農地パトロールを実施しております。

10月19日から11月1日にかけて、ご覧のとおり各地区で農地パトロールを実施いたしました。

また、昨年度に遊休農地として指定された農地は、尺代の1筆、合計面積は m^2 となっております。

18ページから 24ページまでが農地パトロール実施日の写真でございます。

18ページから順番にご説明させていただきます。

大沢につきましては、18ページの上の写真のように、木が植えられている土地で、農地台帳に登録されているところが多数ございます。この写真のように、数十年前から木が植えられているような土地については、農地台帳から削除する必要があると考えられます。

台帳を削除する際ですが、非農地判断という手続が必要となるため、非 農地判断の対象となる土地の洗い出しを行い、再度委員さんと現地確認を 行った上で台帳から削除させていただく予定をしております。

続きまして、18ページの下の写真でございます。こちらは昨年もご紹介させていただきましたが、3筆つながっておりまして、この農地に入るためには川を渡る必要がありますが、川を渡るための鉄板が老朽化しておりまして、通行することが非常に危険な状況となっております。この3筆につきましては、詳しい状況を後ほど藤原委員にご説明いただきたいと思いますが、遊休農地に指定するかどうかの検討が必要になるかと思いま

す。

続きまして、19ページをご覧ください。上の写真が東大寺四丁目でございますが、昨年のパトロールの際は、雑草が1メートル以上の高さまで伸びておりましたが、今回のパトロールではきれいに草刈りが行われて、適切に維持管理が行われておりました。

下の写真は東大寺三丁目でございます。こちらも昨年、一部で雑草が伸びており、今回も雑草が生えておりましたが、毎年草刈りは行っておられるようですので、一定の維持管理はされているものと考えられます。

続きまして、20ページをご覧ください。上の写真ですが山崎四丁目でございまして、特に問題のある農地ではありませんが、稲刈り前の写真を1枚掲載させていただいております。下の写真ですが、こちら山崎一丁目でございます。雑草がかなり伸びておりますが、所有者の方がパトロール前に草刈りを依頼されておりまして、先日草刈りが完了したと伺っております。定期的に草刈りを行っておられるようですので、一定の維持管理はされているものと考えられます。

続きまして21ページをご覧ください。広瀬では草が伸びているような所も特にございませんでしたので、地区の委員全員で回っている風景と、稲刈り中の所がございましたので、写真を掲載させていただいております。

続きまして22ページをご覧ください。高浜でございますが、雑草が低く生えている所はございましたが、適切に維持管理されておりましたので、特に問題ないかと思います。

続きまして23ページをご覧ください。いずれも桜井五丁目の写真でございますが、上の写真の農地ですが、水はけの悪い場所で耕作に余り適していないため、例年草刈りのみ行って管理されていると伺っております。下の写真ですが台風の影響で木が倒れかかっておりまして、その周辺に草が生い茂っておりますので、委員さんから所有者さんに草刈りを依頼していただく予定をしております。

続きまして24ページをご覧ください。こちらが尺代でございますが、 上の写真は以前から遊休農地に指定されている所で、特に前年からの変化 はございませんでした。下の写真は主にファミリー農園として活用されて いる農地を撮影したものでございます。

また、写真の撮影を失念しておりましたが、昨年、尺代で遊休農地の疑いがあるとご報告させていただきまして、遊休農地の指定は見送られたという所でございますが、こちらは立っていた木が切られるなど、管理状況が改善されておりますのでご報告いたします。

なお、尺代につきましても、大沢と同様に非農地と判断する必要がある 農地がございますので、再度大西会長と現地確認を行った上で台帳から削 除させていただく予定をしております。

以上が今回のパトロール結果の概要でございます。

現在遊休農地として指定されている1筆と、遊休農地の疑いがある大沢の3筆について、遊休農地として指定するかどうか、ご審議いただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

議長

ただいま、事務局から説明のありました案件につきまして、各地区の農業委員さんから補足説明をお願いしたいと思います。まず、最初に大沢地区の藤原委員から大沢の件についてご報告願います。

委員

これ農地パトロール19日でしたっけ、18ページの上の分も今言われましたように、田んぼで椎茸の原木を切ってそのまま木を置いている状態です。それで、それをこれからこれはどないなるかはわかりませんけども。

下の方は、今言われましたように遊休農地の疑いって言われました、これちょっと草を刈ったんやけどね、これ、あの橋がねもう渡れなくなってね危のうてね、ちょっと行かれにくいです。そしてまたここの息子さんは、今大沢に現在休みぐらいしかもどって来てませんねん。土日ぐらいしかね。余りよう刈らんようでね。遊休農地に差し支えなければできたら遊休農地にしてほしいという意向でしたけども、これはここでどういうことになりますかしらな。また、審議よろしくお願いします。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

それでは、尺代地区の一番最後の24ページに載ってます遊休農地の件でございますけども、昨年も報告いたしましたが、この方には説明してるんですね。まあ過去のいろんないきさつの中でですね、このままにするということで、将来全体的に何かするときに邪魔になるようなことがあったときにはね、それは協力するということをおっしゃってますけども、このままで遊休農地を続けるというふうにしか仕方がないなと思っております。

ただ、この大沢、尺代の山間部は、このほかにも、まだ田んぼに30年も40年も経った人工林が植わってると、地目は田んぼやというのがあるんですよ。それはいろいろ調べてみると戦後は、いろいろと植林を国から行政指導じゃないけども、いろいろと指導されて山に木を植えるといったときに田んぼに苗木を植えたんやね皆、それが苗木が大きくなって、先ほど大沢の説明もあんな大きい木がなっているでしょ。あれも50年ぐらいなってくると思いますけども、ああいう田んぼに皆苗木を植えてその苗木

を山へ植樹したと、その残った苗木をそのまま田んぼへ植えといたという 所がたくさんあるんですよ。尺代、大沢にはそれがまだ田んぼというふう に台帳に残っているということですが、それはまあ外すということが適正 ではない。今さらできないしねというのが一番いいのでないかと私思って ますけども。まあ、あと皆さん方のご意見をお願いしたいと思います。

ということで、それでは、他の地区のパトロール結果もご報告していただきたいと思います。まず、広瀬地区を代表いたしまして、淺田会長代理から広瀬地区のご報告をお願いいたします。

委員

10月22日に5名の委員で実施いたしました。先ほど事務局より説明のありましたように、特に問題になるような所はございませんでした。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。

続きまして、山崎地区の報告を木村委員からお願いします。

委員

はい。先ほど事務局からの報告どおりで、特に20ページの写真を見ていただきたいですけども、たまたまパトロール行ったときにはちょっと早かったかな、草ボウボウなんです。その後1週間できれいになってます。ですから、山崎地区ではほとんど農地、非農地どうのこうのいうことはございません。

議長

はい。ありがとうございます。

ただ、草を刈ったからね、農地として認定するということではないですよ。草を刈るということはいつでも農地に変えられるという準備で、今はちょっと体力がないや、身体が悪いとか、人手がないとかいうことでしてるということで認めていることであって、永遠草刈りだけやるということについては、これは遊休農地になる可能性は十分ありますよ。まして、言うといてもらわないといかんのは、市街化区域やからね、これ農地として認められなくなったら、固定資産税が宅地並みになってしまうからね。そういうことはありますよ。それはまあ所有者のほうに説明をしといてもらうということでございます。

はい。続きまして、東大寺の井上委員ございましたらお願いいたしま す。

委員

はい。去年と同じ物件ですか、パトロールしまして19ページの上の写真ですが、ここは定期的に草刈りもされておりまして、維持管理されていると思います。下の写真も今草は生えておりますけれども、草刈りを去年

もされた形跡があるんですが、土地所有者の方がよくわかりませんので、 ちょっと広瀬の田中委員からの説明を助けていただけないかなと思うんで すけども。

議長

田中委員お願いします。

委 員

はい。19ページの下の写真では多少草が生えておりますけれども、事務局のほうで説明がありましたように、定期的に草も刈っておられますし、また家庭の事情で高齢のお母さんがおられまして、そちらのほうに手がかかるというか、そういうこともありまして、たまたまこういうふうに伸びておりますけれども、ちゃんと管理はされておると思います。

議長

はい。ありがとうございます。

これも先ほどの山崎と一緒ですわな、これ続けられたらあきませんよと、農地にする準備の段階やということですからね。まあ、どうしてもこれできないというようになれば、就農者の希望を待ったり、農地修正もできますんで、貸すというほうで農地として生かすという格好を取っていただいたらいいんではないかと思います。農業委員会が入ったり農協が入ったりしますからね。そういうことを所有者にご説明してもらうということでお願いしたいと思います。

続きまして、高浜地区の西田委員からご報告をお願いいたします。

委 員

高浜地区につきましては、10月26日に3名の委員によりまして農地 パトロールを実施いたしました。パトロールの結果につきましては、特に この場でご報告する内容はございませんでした。以上でございます。

議長

川村委員ございませんか。

委 員

特別ございません。

議長

ありがとうございました。

続きまして、桜井地区と桜井西側地区の結果につきましては、髙山委員からご報告をお願いいたします。

委員

桜井の草がものすごく茂ってる、この23ページですか、ここは以前畑やっておった、3分の1ほど畑やっているんですけど、あとはちょっともう畑は無理で、さっき40年ぐらい前に上の川の土砂が下へ流れて、もう畑は全然できないし、ほとんど何もできないと思うんです。3分の1ほど

は畑なって、そこは畑やっているんですけども、10日ちょっと前にご主人が亡くなって、一応息子さんには草を刈るように言ってますんで、ちょっと落ちついたらまた刈ると思います。半分はまあ恐らくこれはもう無理やと思うんですが、これ正面から見て右側のほうですね、こちらは土砂がいっぱい入ってるんで、ちょっと畑も何もできないようです。それから、その下のほうですけども、23ページの下のほう、ここはさんの土地なんですけども、以前畑をやられてたんですが、今ちょっと足を骨折されて入院して出てきて、まだちょっと畑もできないし草刈るのもちょっと無理なんで。さんがまた刈ってくれるんやな。さんが横の畑、田んぼやってるんで、刈ってくれる。

委員 さんにまたちょっと言うて、黙って刈るとな。

委員 まだ、あれやけどね、もうちょっと伸びたら、まあそんな広くないんで、ちょっと今の現状では さんも無理なんで、 さんには言ってないんですけど、上のほうは一応刈ってくれって言ってますんで、落ちついたら刈ると思います。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。続きまして、桜井地区の清水委員お願いします。

委員 例えば休耕地に関しての草は定期的に刈って、1年に3回ほどようは草を刈ってもらって、あと田んぼでずっと耕作してますんで、問題ない土地やと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。

今の髙山委員の23ページの下の写真でね、樹木がこう倒れてるやんか、植木が、これ木は何の木。

委員 これはね、びわの木。

議 長 びわの木。

委員 あのう、去年まではちゃんと立って、びわも採られてたんですけども、 最近もう台風で転けてからカラスの餌になって、ほとんど何もやってない と思います。

議 長 まあ、皆さん知っておられると思いますけれども、田んぼの中にこうい

う背の高い木を植えるということは、近所に迷惑をかけるということで、 鳥がとまるとかいうことがあるので横からクレームが来たら切らないかん とか、そういうことになってますんでね。こなかったらまあいいですけど ね。当然杉やヒノキを植えたらあきませんよ、そういう農地やから。そう いうこともまあ知っておいていただきたいと思います。

ここは、あのう今度区画整理事業の範囲内なの。

委員 ここは、入ってないです。

議 長 入ってない。

委員 入ってないです。

議 長 上も下も。

委員 上のこのアパートも合わせて。

議長 上の写真も。

委員 あ、アパートの所だけが入ってないです。上の2棟のアパートね。青い 屋根の。この下は入ってます。ここの畑と田んぼはね。

議 長 この今びわの木の所は区画整理事業に入ってますんやな。

委員 入ってます。はい。はい。

議 長 これ写真の上のこの。

委員 上のアパートは、入ってないです。

議 長 写真の上よ。上の写真よ。

委員 あ、一番上。一番上は入ってます。開発には。

議 長 入ってんの。

委員 入ってる。

議長

全て入ってることやな。

委員

入ってます。

議長

わかりました。ありがとうございました。

それで、各地区の報告を終わりましたが、本件につきまして何か総合的 にご質問、ご意見ありましたらお受けいたします。

委員

18ページのね大沢、以前田んぼだった所へ苗木を植えられて、今はこういった山林の状態になったわけですよね。これを地目変更ってね、農地から山林にしたらどんな問題が出てきます。

議長

事務局。何かあるか。

事務局

特に問題が発生するとは考えておりませんで、そもそもこの農地台帳に 載っているということ自体があんまりよろしくないのかなと。

委 員

だから農地の報告じゃなくて、山林に切りかえた場合。切りかえるのに どんな手続がどうやって、どういうふうにするかわからんけどね、その辺 で、どんなあれがあるんかなと思って。

議長

まあ、私の知っている範囲内で言うとね、農地をこれ山林ですわ、はっきり言うて、これ地目変えなあかんから、法務局でかえなあかんわね。その手数料がいるわね1つは。それぐらいで、ほかは何も固定資産税はそう山林と農地と大沢やねんから大差ないと思うねんで、そう問題はないんじゃないかなと。ただ、変える費用がいるんで、やらないというのが多いんで、そこまでは強制的に我々言えないんで、農地台帳は変えておくということが一番いいんではないかなと思いますね。せやから、先ほど言ったように、これは、これも変えやなね。宅地並みになっておるからね。農地は特別扱いやからね。それから納税猶予とかね。

議長

ほかございませんか。

まあ、今言うた、登記とかその辺が絡んだからほってあったんだと思いますけどな。これしたから登記されるということはないと思うわ。

議長

はい、特にございませんか。

そしたら、最終的にですね、今尺代で1筆が遊休農地に指定しますけど

も、それ以外に先ほどご説明あった大沢の木が生えている所やね、それから川を渡れないという所のその3筆、大沢の3筆について追加していいかどうか、遊休農地としてね。

よろしいですか。どうですかね。ご意見ありましたら。

もう農地台帳から消すと。耕作面積を減らすということです。まあ、誰かがね、いやこれ違うやないかという農業委員会で農業新聞も見たら農業 委員会で管理しはる土地もありますよね。そんなことできへんから実際問題。もしそこでも生かしたいという人がファミリー農園したいいう人おられたら、それ一番いいんやけどね。まあないと思うわ。

委員 じゃあ、質問。

議長 はい。どうぞ。

委員 そしたら、この下の遊休農地にしても差し支えないいうことですか。 それ希望されてましたけど。

議 長 どうですか、ここ3件。大沢の3件。

委員 あの大沢の件ね、もう毎年これ問題になってますよね、だからこの際ね 遊休農地にしてしまって、そういう手続に入るいう形でどうですか。ちょっと審議してもらって、そういう方向でどうですか。

議 長 ほかの皆さんどうですか。本人の相談やね。

委員 はい。

議 長 ご希望や言うてはるんから。

委員 担当の藤原委員はどない考え。

委員 私ですか。

私、その年寄りばかりで若もん今よう刈らないし、多分できないんで、 無理やと思いますわ。だから、されても仕方ないなと思いますけどね。

委員 今のこの件ですけどね、これ近くにほかに農地とかあるんですか。本当 は言うて問題出てくるような事故ないの今のとこ。

議 長 藤原委員どうですか。周囲に農地あるんですかって聞いてはるねん。

委員 周囲にはないですけどね。

委員 ほんだら、草がね伸びっ放しでほっとかれたら、何か問題ありますの。

委員 いや、別に問題ない所です。

委員 ほんだら、もういいんじゃないですか。この畑も。

委員 隣も何もありませんので。

議長 ほか何もございませんか。皆さんが納得してもらって決めたいと思います。

それでは、特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたしま す。

それでは、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 (「なし」の声あり)

議 長 はい。異議がないということでございますので、それでは農地パトロールの結果について以前から指摘されている尺代の1筆に加え、大沢の3筆を追加で遊休農地とすることに賛成の方、挙手願います。

委員 (賛成者挙手)

議 長 はい。ありがとうございます。

全員賛成により、現在指定されている尺代の1筆を継続し遊休農地とするとともに、大沢の3筆を追加で遊休農地に指定することといたします。

どうもありがとうございました。

以上で本日の議案は終了いたしましたが、委員の皆さんからその他何か ございませんか。

事務局ございませんか。

事務局 はい。事務局から2件お知らせとお願いがございます。

まず1点目でございますが、農地利用意向調査の進捗状況についてでございます。

前回の農業委員会で新規就農希望者にスムーズに農地情報を提供できる

ようアンケートを実施するということをお伝えしておりました。現在事務局においてアンケートの内容を検討しており、今後三島地区の他の農業委員会や大阪府農業会議にも相談しながら事務を進めてまいります。事務局案ができ次第、委員の皆様にお示しさせていただいた上で調査を実施いたしますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

次に2点目ですが、生産緑地についてでございます。

現在都市計画課において生産緑地地区の指定に向けて事務を進められております。広報にも掲載されておりますが、11月27日午後6時30分から、ふれあいセンターで説明会が開催されますので、農業に従事されている方への周知をお願いいたします。

また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が9月1日に施行され、生産緑地について貸借を行っても相続税納税猶予が継続される措置が新設されたほか、農地法の法定更新適用の例外を設けられ、貸借期間が終了すると所有者に返還してもらいやすくなりました。先月開催されました大阪府農業委員会大会の資料、こちらの黄色い資料ですね、こちらにも記載されておりますので委員の皆様はご一読いただきまして、農業に従事されている方への周知をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長

はい。ほか皆さん方のほうからございませんでしょうか。

特にないようでございますので、ここで議長を解任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局

それでは以上をもちまして、第8回島本町農業委員会を閉会いたしま す。本日はお忙しいところありがとうございました。お疲れさまでした。